

高松市マイボトル利用促進動画制作及び広告委託業務  
プロポーザル選定基準

評価項目		評価基準	配点	
1	提案内容	理解度	本事業の目的や業務内容を理解しているか。 仕様書等の内容を満たしているか。	5
		企画性	マイボトル利用促進と市民の行動変容を促す内容となっているか。	15
		企画性	「たかまつ給水スポット協力店」や「たかまつオアシスマップ」のPR・活用につながるような内容となっているか。	10
		企画性	ターゲット層を意識した効果的な企画・構成内容となっているか。	10
		企画性	高松市のオリジナリティや強みを盛り込んだ内容となっているか。	10
		独創性	ユーモアやインパクトのある内容になっているか。	10
	広告	企画性	ターゲット層に効果的にPRする手法を提案しているか。	10
		的確性	提案媒体により、適切な期間を設定し、視聴回数等の目標値が設定されているか。	10
		独創性	多くの人に視聴・拡散いただけるような工夫がされているか。	10
		プレゼンテーション及びヒアリング	提案内容が適切に説明されているか。 当該業務の遂行への意欲、積極性などが感じられるか。	5
2	提案価格	5点を満点とし、次のように算出します。 ・点数 = 5 × (最安の提案価格 / 提案者の提案価格) ・点数の算出に当たっては、小数点第1位以下を切捨てます。	5	
合計			<b>100</b>	
<p>上記の項目を審査員5人が審査し、1人当たり100点満点で採点します。 各審査員の合計を総合点（満点500点）とし、総合点が最も高い事業者を提案評価第1位通過者とします。 <u>ただし、当該合計を評価した委員の人数で除した平均点が60点に満たない場合は採用しません。</u></p> <p>総合点が最も高い事業者が2者以上ある場合は、「提案内容点」が高い事業者を、業務委託候補事業者とします。</p> <p>「提案内容点」も同点の場合は、審査員で協議し、業務委託候補事業者を特定します。 <u>応募事業者が1事業者であった場合も、当該合計を評価した委員の人数で除した平均点が60点に満たない場合は採用しません。</u></p> <p>【「提案内容」の評価基準】 各評価項目は、0～5点までの6段階で評価します。  (1) 非常に優れた提案である場合には、「5点」とします。  (2) 優れた提案である場合には、「4点」とします。  (3) 標準的である場合には、「3点」とします。  (4) やや物足りない提案である場合には、「2点」とします。  (5) 特に物足りない提案である場合には、「1点」とします。  (6) 評価内容を満たしていない場合や劣悪な提案である場合には、「0点」とします。</p> <p>各項目には「加重」を設けることとし、各項目の得点を次のように算出します。  (得点) = (評価点) × (加重)</p>				